

アルスプラザ維持管理業務 根拠法及び実施基準回数

分類	項目	法定等	数量	実施回数
建築物保守管理	特定建築物定期報告	建築基準法	一式	3年に1回
		建築基準法	一式	建築設備定期点検 昇降機定期点検 年1回
	防火設備定期検査報告	建築基準法	一式	年1回
建築設備保守管理	自家用電気工作物	電気事業法	一式	年12回
	非常用発電機	電気事業法	一式	年12回
	昇降機保守点検	建築基準法	1台	月1回
	自動ドア点検	なし	7台	年4回
	全館放送設備	なし	一式	年2回
	監視カメラ点検	なし	一式	年2回
	情報表示設備	なし	一式	年1回
警備設備	機械警備設備保守	なし	一式	適切に
	空調設備	なし	一式	総合点検1回 ループ点検1回
空調設備	吸収式冷温水発生機保守点検（冷却塔一体型）	冷却塔、冷却水についてビル管理法参照	2台	年3回
				冷却塔、冷却水、加湿装置、排水受け点検月1回
				冷却塔、冷却水の水管、加湿装置の清掃年1回
	冷温水薬注装置保守点検	なし	2台	月1回
	レジオネラ菌検査	ビル管理法	一式	年1回
	温水ボイラ	なし	1台	年2回
	膨張タンク	なし	2台	年2回
	冷温水ヘッダー	なし	8台	年2回
	ユニット型空調機点検	なし	4台	年1回
	パッケージエアコン保守点検（室外機）	なし	22台	年4回
	パッケージエアコン保守点検（室内機）	なし	72台	年4回
	パッケージエアコンフィルタ清掃（室内機）	なし	72台	年2回
	フロン簡易点検	フロン排出抑制法	22台	3カ月に1回
	フロン定期点検	フロン排出抑制法	10台	3年に1回
消防設備	自家発電設備保守点検	消防法	一式	機器点検 6カ月に1回
		消防法	一式	総合点検年1回
	消防設備保守点検	消防法	一式	機器点検 6カ月に1回
		消防法	一式	総合点検年1回
	防火対象物定期点検	消防法	一式	年1回
	排煙口保守点検	なし	一式	年1回
危険物施設	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法	A重油 4,000L	年1回
	地下タンク貯蔵所漏洩検査	消防法 ※危険物の規制に関する規則)	A重油 4,000L	3年に1回
	地下埋設配管定期点検	消防法	一式	年1回
	地下埋設配管漏洩点検	消防法	一式	3年に1回
	さく井	サンドセパレータ	なし	1台
		制御盤	なし	1台
		薬注装置	なし	1台
	その他	スライディングウォール	なし	37面
				年1回

		電話設備保守点検	なし	一式	月1回	
		床暖房装備	なし	一式	適切に	
		グリストラップ(カフェ)	下水道法	1台	適切に	
		プラスタートラップ(アトリエ)	なし	1台	適切に	
環境衛生管理		空気環境測定	ビル管理法	一式	2カ月に1回	
		飲用受水槽清掃	ビル管理法	1台	年1回	
		飲料水水質検査	ビル管理法	一式	6カ月に1回 ※検査に合格した場合は次回のみ 11項目に省略可	
		①16項目		一式	年1回 ※6月～9月の間	
		②消毒副生成物(12項目)		一式	週1回	
		飲料水残留塩素測定	ビル管理法	一式	年1回	
		簡易専用水道施設検査	水道法	一式	年1回	
		雑用受水槽清掃	ビル管理法	一式	年1回	
		雑用水水質検査	ビル管理法	一式	PH値、臭気、外観 週1回	
				一式	大腸菌、濁度 2カ月に1回	
		雑用水残留塩素測定	ビル管理法	一式	週1回	
		衛生害虫等防除	ビル管理法	一式	年2回	
		ポンプ類	なし	24台	年2回	
清掃・廃棄物処理	清掃	日常清掃	なし		要求水準書及び要求水準書別紙3「清掃仕様書」参照	
		定期清掃	なし			
	廃棄物	一般廃棄物処理	なし		適切に	
		産業廃棄物処理	廃棄物処理法		適切に	
植栽維持管理業務		軽剪定、生垣刈込、施肥、 病害虫防除	なし	一式	年1回	
		低木刈込	なし	一式	年2回	
		除草	なし	一式	年3回	
		芝刈	なし	一式	年4回	
舞台特殊設備・ 備品保守管理	舞台特殊 設備	舞台機構保守点検	なし	一式	通常点検 年3回 精密点検 年1回	
		舞台音響保守点検	なし	一式	ホール(精密点検: 年1回、動作点検: 年1回)、アートスペ ース(動作点検: 年2回)	
		舞台照明保守点検	なし	一式	ホール、アートスペ ース各年2回	
	備品等保 守点検	フルコンサートグランドピ アノ保守点検	なし	1台	点検:年1回	
		セミコンサートグランドピ アノ保守点検	なし	1台	点検:年1回 定期調律:年12回	

◎施設を管理する上で必要だと現状想定している項目を列挙しています。管理や設備の維持に支障をきたすことがないよう指定管理者の責任において法定点検を含め、保守点検等を行うものとします。

◎建設工事の状況等により項目や数量を変更する可能性があります。

◎各項目のうち、業務をまとめて実施することができるものについては、まとめて実施しても差し支えありません。

◎業務委託する場合は、指定管理者が事業者と契約を締結し、費用を支払うものとします。

◎項目に記載のないものについても、施設を維持管理する上で必要なものがある場合は、指定管理者が保守点検等を行うものとします。